

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育園、認定こども園等を
利用する子どもの利用料が無償化されます。



※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 3歳児から5歳児までの全ての子どもの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。
 - 通園送迎費、給食費、諸費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子ども等については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園については、無償化となるための認定が必要であり、償還払いの手続きが必要な場合があります。
- 0歳児から2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
 - 子どもが2人以上の世帯の保育料の負担軽減については、現行制度を継続して行います。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。
※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもの利用料が利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円まで無償化の対象とされます。
※保育の必要性の認定の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、ご確認ください。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 保育の必要性の認定のある3歳児から5歳児までの子どもは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

※保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※保育の必要性の認定の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、ご確認ください。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

障害児通園施設等を利用する子ども

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもは、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育園・認定こども園（長時部）等	新制度移行幼稚園・認定こども園（短時部）		新制度未移行幼稚園等		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	対象	対象	対象（※） （上限11,300円）	対象（※） （上限25,700円）	対象（※） （上限11,300円）	対象（※） （上限37,000円）
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象	—	—	—	—	対象（※） （上限42,000円）

※無償化にあたり、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。



お問合せ：守山市教育委員会保育幼稚園課

TEL:077-582-1129 MAIL:hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp